

広島県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十一年五月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道甲山甲奴上市線	三次市甲奴町小童字小豆山三三八三番地先から三次市甲奴町小童字荒井田三二六四番一地先まで	平成二十一年四月三日